

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380099

研究課題名(和文) 刑事司法における再犯リスク概念の明確化と評価方法の適正化に関する比較法的研究

研究課題名(英文) A comparative study of clarification and evaluation method of re-offending risk in criminal justice.

研究代表者

森久 智江 (Morihisa, Chie)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：40507969

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：リスク・アセスメント/マネジメントは、第三者による対象者のコントロールや、犯罪行為の直接的な防止のために行われるものではなく、あくまでも本人の生活再建や生活の質の向上につながるものとして行われるべきであること、そのため、その過程においては、本人の主体的関与が不可欠であり、とりわけマネジメントにおいては、自律的なマネジメントに繋がるサポート体制をいかに構築すべきであるかが検討されなければならないこと、アセスメントはマネジメントと一体的かつ連続的に行われるものであり、本人による関与を前提とした再度のアセスメントによって、マネジメントの方策や体制が常に見直されるべきであることである。

研究成果の概要(英文)：This study concludes that risk assessment and management is not directly for offenders' behavior control by professionals but promoting offenders' social inclusion and quality of life. So we have to confirm that offenders can join their risk assessment and management process necessarily, and we must build the network for supporting them to manage their risk. Also, we found that risk management has to be checked repeatedly by another assessment involved offenders during supporting offenders' social inclusion, because management ways and network should be checked whether current ways and network are suitable for them.

研究分野：犯罪学、刑事政策

キーワード：社会復帰 リスクマネジメント リスクアセスメント 司法福祉 再犯防止

1. 研究開始当初の背景

近時、日本において、刑事司法制度と福祉・医療・心理等、他分野との連携が、多様なかたちで展開されてきている。特に福祉領域においては、高齢者や障がいのある人が刑事司法手続に關与した際に、自らの手続について理解できないまま不当に裁かれ、受刑し、社会と刑事施設を行き来していた実態から、本人の福祉的ニーズに対して、検察官による起訴前に福祉的支援につなぎ、刑事手続からのダイバーションも視野に入れた対応を行う「入口」支援と、刑事施設等に既に入所した人に対して、出所後の生活再建を、地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）が中心となって支援する「出口」支援と、双方の実務的取り組みが行われてきた。

「出口」支援については、最初の定着支援センター発足から一定年数を経て、これまでの事業を一旦総括すべき時期にきており、また、「入口」支援については各定着支援センターで取り組み状況に差があるものの、長崎県の社会福祉法人・南高愛隣会は先駆的に「入口」支援に専門的に取り組む「司法福祉支援センター」のモデル事業を開始し（2013年9月～）、制度化が目指されていた。

他方、「入口」支援については、司法、中でも検察において、検察改革の一環として新たな取り組みが開始されていた。福祉的ニーズを有する被疑者に対する支援のために検察内部に「社会復帰支援室」を設置し、社会福祉士1名を採用した上で、捜査・公判を担当する検事らと被告の社会復帰に向けた処遇を協議し、必要に応じて受け入れ先となる施設を紹介する等している（2013年3月～）。また、知的障害のある被疑者の取調べの録音・録画、取調べにおける心理・福祉関係者の助言・立会を試行し（2011年10月から全庁で開始）長崎地検においては、立会人を定着支援センターが推薦する試みも行われていた（2012年3月～）。

こうした種々の取り組みからは、犯罪行為に対して刑罰によってのみ対応することの限界を認識し、犯罪行為者自身の抱える困難に的確に対応することで、将来の犯罪の発生を防ぐべきであるとの、近年の刑事政策における視点の転換が表れているといえる。

しかし、このような連携状況の拡がり、従来の福祉における各事業の進行と比しても「驚くべき速さ」で進められているとされ（関口清美「福祉的な支援を必要とする刑事施設出所者の社会復帰支援地域生活定着支援センターの活動を通して」法律のひろば65巻8号（2012）27頁）そのスピードゆえに、「刑事司法に關与した人」という新たな要支援者を、実際に受け止めることとなった福祉関係者において特に戸惑いをもたらしていることも事実であった。その「戸惑い」の根源は主として、福祉が何を目的として支援を行うべきであるのか、また、福祉が対象者の「再犯防止」にどこまで責任を持たなけ

ればならないのか、という自らの役割の不明確さに集約されていた。

2. 研究の目的

2007年に発生した大阪府八尾市での受刑経験の有する障害者男性による男児投げ落とし事件では、既に2008年に当該男性に対して有罪判決（懲役5年6ヵ月）が言い渡されたが、当該男性が通所していた福祉法人に対し、男児の保護者から民事賠償を求める提訴がなされた。2013年9月に大阪地裁において和解が成立したものの、本事件が刑事司法に關与した要支援者を引き受ける際の「再犯に対するリスク」を特に強く意識させた。

また、全国の社会福祉法人を対象に行われた矯正施設退所者の受入に関するアンケート調査では、受入経験のない法人から「他利用者等へ危害の危険がある」、「職員が支援の必要性の理解を示さない」、「再犯防止の方法・ノウハウがない」といったことを受け入れる際の困難として挙げているとされた（小野隆一・木下大生・水藤昌彦「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究（その1）障害者支援施設における矯正施設等を退所した知的障害者等の受入れ・支援の実態及び職員研修についての調査研究」国立のぞみの園研究紀要4号（2011）9-10頁）。

これらの福祉による「再犯に対するリスク」への「恐怖感」は、まさにその掴みきれない実体のなさに起因する。すなわち、犯罪の「リスク」とは何なのか、「リスク」となりうるものをどう評価し、その「リスク」を自身が提供する支援との関係でどう扱えばいいのか、といったことがわからないということである。

またこの困惑は、そもそも司法が福祉に対して「リスク」とは何か、それをどう評価し、扱うべきであるのかを、両者の連携において明確に説明できる状況にないことにも關連する。つまり司法が、仮に「再犯防止」に対する責任を福祉が一定負わなければならないことを前提に連携・協力を依頼するとしても、それはどこまで、どのように負うべきものがあるのか、司法の説明責任を果たすことも、当時においては実務上困難であると思われた。

このような刑事司法制度における「リスク」とりわけ「再犯のリスク」という概念そのものの不明確さと、それに対する対応の基準がないことは、福祉との連携においてのみならず、司法が適正な量刑判断や、適正な処遇選択を行う場面においても重大な影響を及ぼしていた。もちろん、実務において、量刑を判断する裁判官や、仮釈放の可否判断を行う地方更生保護委員会等をはじめ、現場で被告人や対象者に向き合う実務家が、実践知として「リスク」判断やその取扱いを蓄積

してきたことは事実であろう。しかし、福祉をはじめとした異なる文化を有する他領域との連携を視野に入れたとき、司法に携わってきた人々のみで共有できる実践知では、前述の通り、連携の相手方に混乱をきたすこととなる。

また司法にとっても、従来に比して、保護観察付執行猶予の判断において、より具体的な再犯リスクと保護観察の必要性、そこで行われる福祉的支援の必要性の判断を迫られるようになっており、さらに、昨年度より始まった刑の一部執行猶予制度下においては、裁判官が実刑後の保護観察の必要性判断を量刑段階で求められることとなる。このような複雑な判断の基礎となるリスクについての基本的共通理解が欠けていることは、現状の運用における定型的・形式的判断に繋がっているように思われる。

そこで、本研究においては、まず、(1)刑事司法において評価されるべきリスクとはなにか、その概念を明確化することを目指した。「再犯のリスク」として語られるものは、例えば直接的に犯罪を惹起し得る危険性のあるものから、直接的には関わらないものの、犯罪行動に繋がりが得る可能性を生じさせるとされる犯罪行為者自身の習性や人間関係等、あらゆる要素が根拠や制限なくリスク評価の対象となっているきらいがある。そこで、刑事司法制度において対応されるべきリスクの範囲について、その目的に照らして検討を行った。

さらに、(2)リスクを評価する際のツールについて、そもそもそのリスク評価ツールを用いることが適正かつ妥当であるのか、その「評価」のあり方につき、効果と対象者の人権保障に照らした許容性の観点から検討し、明らかにした。

このような点につき明確化することにより、最終的に福祉的ニーズを有する犯罪行為者への対応における「リスク」評価のあり方をおのずから明確化できるものと思料した。それは、刑事手続においてリスク評価に関わる本人の情報をいかに収集するべきであるのか等、あるべき手続の構築にも資するものと思われる。

3. 研究の方法

平成 26 年度は、「基礎的な実態調査と文献等による基本的情報の収集」として、主にオーストラリアとの比較研究を行ってきた。

平成 27 年度・28 年度は「調査結果及び文献検討の分析」と「まとめと現行制度に対する代替案の提示」として、それまでの補充研究を行った上で、本研究のまとめとして新たなリスク・アセスメントのあり方、それを実質的に行うための刑事訴訟手続構想として、現行制度の代替案の提示を目指した。

研究成果は、逐次公表して客観的な評価対象とするが、最終的には論説及びシンポジウムあるいは学会報告というかたちで公表し

た。

4. 研究成果

2014(平成 26)年度前期は、2013(平成 25)年度後期より、オーストラリア・メルボルン大学を拠点に在外研究中であったため、同国内での調査を中心に実施した。同国ビクトリア州における司法障がい福祉におけるリスク・アセスメント/マネジメントの現状調査を継続するとともに、その後のメルボルン大学との研究連携に向けて、日本から関連分野の研究者を招聘・調査に同行する等、帰国後の研究に向けた準備も行った。また、ビクトリア州以外に同国北部準州の先住民族を対象としたコミュニティ裁判所におけるリスク・アセスメントに関する調査も実施した。オーストラリア、とりわけビクトリア州は、司法障がい領域における支援体制の同国における先駆的取り組みを多数有しており、司法と福祉をはじめとした対人援助領域との連携過程の発展とともに、リスク・アセスメント/マネジメントのあり方についても追究されてきたことが窺われた。ここで対象とされている「リスク」とは、必ずしも犯罪的リスクのみならず、本人の生活そのものやその質を脅かすものをも対象に含めながら、本人が身体的・精神的に安定して生活できない状況こそを、犯罪に至る可能性が高くなる危険な状態であるととらえた考え方が採られていることも把握できた。

同年度後期は、在外研究を終え、日本帰国後に在外研究中の成果公表も兼ねて、前述のオーストラリア調査研究において得た知見に関して、京都弁護士会主催シンポジウム、障がい者福祉の研究事業を行う国立のぞみの園主催のシンポジウム等、様々な研究会・シンポジウム等での登壇の機会を得た。さらに、島根あさひ社会復帰促進センター内の TC ユニットにおいて、当事者によるリスク・アセスメント/マネジメントの現状につき、法学部学生も交えたディスカッションを行った。犯罪学的知見を一定有する一般人(学生)と、犯罪行為者としての当事者の間に、リスク認識に対してどのような差異があるのか、その点を検討する上で非常に有益なグループワークであった。

2015(平成 27)年 2 月にはメルボルン大学から、リスク・アセスメント/マネジメントと裁判時のサポートについて専門とする研究者 2 名(Stuart Ross 博士、Frank Lambrick 博士)を招聘して、京都でシンポジウムを開催し、今後の日本の司法と福祉の連携のあり方について検討していく上での重要な示唆を得た。翌年度、「福祉と司法の連携における『リスク評価(Risk Assessment)』と支援」と題したシンポジウムの記録を基に、日本における示唆についてもまとめ、公刊を行った。

ここまでの実地調査・検討等のオーストラリアに関する研究において明らかとなったことは、オーストラリアにおける犯罪をした

人の評価・管理に対する考え方が、飽くまでもセルフマネジメントを軸とした自律性を支援する考え方を基礎としており、第三者による管理といった他律的な再犯防止とは異なる価値を重視したものであることである。その点は、同年度10月に、オーストラリア・ビクトリア州で開催された、犯罪をした人の社会復帰支援を行う民間団体 ACSO 主催の、研究者・実務家によるカンファレンスにおいて、日豪比較による司法福祉の現状と今後に関する共同報告を行った際にも再確認できた。準備過程においては、8月には ACSO より実務に携わるマネージャーを招聘し、刑事司法制度におけるワンストップサービスのあり方に関して、東アジア法社会学会議における共同報告を実施した。犯罪行為者自身の自律性を軸としたセルフマネジメントにおいて、民間の支援事業者がいかに多様な工夫や試行錯誤を行いながら支援メニューを発展させてきているのかを、実践家自身の説明をもとに検討し、10月の ACSO カンファレンスにおける報告においても、フロアとの議論においてそれを確認することができた。

ここまでの検討結果の日本における成果公表として、種々の報告・論文発表等を行った。たとえば、森久智江「障害のある犯罪行為者への支援とソーシャル・インクルージョン（特集「刑事司法におけるソーシャル・インクルージョンの現段階」）」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報5号(2015)52-73頁等において、従来関心を向けてきた、主に障がいのある犯罪行為者に対するソーシャル・インクルージョンの視点に基づいた支援のあり方を論じる中で、リスク評価のあり方についても検討を行った。

最終年度2016(平成28)年度は、それまでの2年間の研究を補完する補足的な研究と、学術研究報告・論文執筆や実践家に向けた成果公表に尽力した。

まず、補完的調査・研究として、オーストラリア・メルボルンにおいて開催された IASSIDD 世界大会への参加により、障がいのある人に対するリスク・アセスメント、リスク・マネジメントの世界的潮流について検討した。既に犯罪行為を行った障がいのある人に対するリスク・アセスメント/マネジメントに限定されず、福祉のニーズを有する人への支援における、一般的なリスクの取り扱いをどのような方針で行うべきであるのかを、国連・障害者権利条約の実質化との関係で、本人の権利保障や自律性の確保を前提とした方向性で追究されていることが、より明確となった。世界的には、その追究の方法論において、様々な IoT ソリューションの活用や、人材育成のあり方が模索されており、今後このような方策が促進されていくであろうことが予測された。

同年9月には、メルボルン大学より Stuart Ross 博士と Alison Young 教授を招聘し、テクノロジーの活用が、人間の権利保障・侵害

それぞれに及ぼす影響について、「自律」と「監視」をキーワードにプレゼンテーションを戴いたが、オーストラリアにおいても「リスク」を扱うにあたりテクノロジーの活用が進められている現状と、その有用性と危険性が指摘された。

成果公表については、これまでの研究をもとに、国内の各紀要や書籍での論文公表に加え、犯罪社会学会、司法福祉学会、海外の研究会、本学研究拠点 R-GIRO 主催シンポジウム等での学術報告による理論知の共有、また、司法と福祉の連携に関する対人援助の実践家に対するセミナーや研修においても講演を行い、理論知の実践への還元を積極的に実施した。

従来、被告人や犯罪行為者に関するリスク評価が、かつての医療観察法に関する議論においても明らかな通り、そもそも「再犯可能性」や「リスク」ということを議論の中心に置くこと自体が忌避感をもって見られていた日本の議論において、あえてその概念を明確にし、積極的に議論した上で、その限界を明確にしようとする点に本研究の特徴があった。しかし、既に諸外国においては、多様なリスク評価ツールの実証的な効果検証が行われると同時に、犯罪行為者のリスク評価における人権論が一定の学問的発展を見せており、本研究は、そのような諸外国の議論を参考にしながら、日本において、十分に言語化・可視化されていないリスク評価に関する理論を可能な限り明確にしていくことを目指すものであった。

結論として、本研究で主として明らかとなったことは、(1)リスク・アセスメント/マネジメントは、第三者による対象者のコントロールや、犯罪行為の直接的な防止のために行われるものではなく、あくまでも本人の生活再建や生活の質の向上につながるものとして行われるべきであること、そのため、(2)その過程においては、本人の主體的関与が不可欠であり、とりわけマネジメントにおいては、自律的なマネジメントに繋がるサポート体制をいかに構築すべきであるかが検討されなければならないこと、(3)アセスメントはマネジメントと一体的かつ連続的に行われるものであり、本人による関与を前提とした再度のアセスメントによって、マネジメントの方策や体制が常に見直されるべきであることである。

これらの知見をもとに、今後、司法や各対人援助領域の実践家との協力のもと、あるべきリスク・アセスメント/マネジメントの具体的方法論について、より実践的な議論を継続していくこととしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

森久智江、オーストラリア・ビクトリア州における犯罪をした人の社会復帰支援のための司法と福祉の連携の現状、総合社会福祉研究 45 号 (2015) 査読無、91-96

水藤昌彦・森久智江、日本への示唆 (福祉と司法の連携における「リスク評価 (Risk Assessment)」と支援：オーストラリアの実践に学ぶ)、立命館法学 361 号 (2015) 査読無、900-906

フランク・ランブリック著 / 水藤昌彦・森久智江訳、障がいのある人のリスクのアセスメント (Risk Assessment) とマネジメント可能性 (Manage-ability) その支援の理念とあるべき方法 (福祉と司法の連携における「リスク評価 (Risk Assessment)」と支援：オーストラリアの実践に学ぶ) 立命館法学 361 号 (2015) 査読無、313-353

スチュワート・ロス著 / 水藤昌彦・森久智江訳、ビクトリア州裁判所における精神疾患のある犯罪行為者への支援：裁判所統合サービスプログラム (Court Integrated Services Program : CISP) ・ARC 法廷 (Assessment and Referral Court List : ARC List) を中心に (福祉と司法の連携における「リスク評価 (Risk Assessment)」と支援：オーストラリアの実践に学ぶ) 立命館法学 361 号 (2015) 査読無、870-882

森久智江、障害のある犯罪行為者への支援とソーシャル・インクルージョン (特集「刑事司法におけるソーシャル・インクルージョンの現段階」) 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報 5 号、(2015) 査読無、52-73

森久智江、刑の一部執行猶予制度：運用の可能性について (第 3 回日本更生保護学会大会の学会企画シンポジウムと第 4 分科会の報告「薬物依存とシームレスな支援：刑の一部執行猶予制度導入の意味とその影響について」) 更生保護学研究 7 号 (2015) 査読無、114-117

森久智江、障がいのある被疑者の取調べにおける支援と適正手続保障 オーストラリア・ビクトリア州 Office of Public Advocate の活動から、浅田和茂・上田寛他編著『自由と安全の刑事法学：生田勝義先生古稀祝賀論文集』(2014)、査読無、560-581

[学会発表] (計 18 件)

Chie Morihisa, 「Overview of Japanese Medical Care in Criminal Justice System」, JH&FMHN Meeting, Sydney Australia ・ Long Bay Correctional Complex, 2017 年 2 月 27 日

森久智江、「『修復的司法』と『治療的司法』の対話 RJ から、近くて遠い他人

の TJ へ」 治療的司法研究会、第 9 回治療的司法研究会、キャンパスプラザ京都 (京都府京都市) 2017 年 2 月 17 日
森久智江、「『修復的司法』観の再検討・序論」, R-GIRO 「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」プロジェクト、第 6 回修復的司法セミナー、立命館大学朱雀キャンパス (京都府京都市) 2016 年 12 月 19 日

森久智江、「犯罪からの社会復帰に必要なものを考える。オーストラリアの場合」, 立命館大学人間科学研究所、立命館大学人間科学研究所年次総会『対人援助の新展開：理論・方法・制度の視点から』シンポジウム 1 「犯罪からの社会復帰に必要なものを考える：法と対人援助の視点から」, 立命館大学大阪いばらきキャンパス (大阪府茨木市) 2016 年 12 月 3 日

森久智江、「刑事司法の『自己像』と『孤立』」, 日本犯罪社会学会、日本犯罪社会学会第 43 回大会シンポジウム「刑事司法と対人援助 誰のために、何を」, 甲南大学岡本キャンパス (兵庫県神戸市) 2016 年 10 月 30 日

森久智江、「司法と福祉の連携における犯罪行為者の自律的社会復帰のあり方」, 立命館大学法学会、2016 年度第 1 回刑事法研究会、立命館大学衣笠キャンパス (京都府京都市) 2016 年 10 月 26 日

森久智江、「オーストラリア NSW 州における矯正医療」, 矯正医療研究会、矯正医療研究会、龍谷大学深草キャンパス (京都府京都市) 2016 年 9 月 24 日

森久智江、「日本における司法福祉の現状」, 日韓社会内処遇セミナー、江原大学法科大学 (韓国春川市) 2016 年 8 月 30 日

森久智江、「地域生活定着支援センター全国調査にみる犯罪をした人の社会復帰支援の現状と課題」, 日本司法福祉学会、日本司法福祉学会第 17 回大会、甲南大学岡本キャンパス (兵庫県神戸市) 2016 年 8 月 28 日

森久智江、障がいのある少年に対する取調べにおける配慮 オーストラリア・ビクトリア州の取組から、京都弁護士会被疑者取調録画研究会、京都弁護士会館、(京都府京都市) 2015 年 12 月 11 日

Stuart Ross, Frank Lambrick, Masahiko Mizuto, Chie Morihisa, A Comparative Study of the Australian and Japanese Forensic Disability Support —in case of a fictional justice client., 8th ACSO International Conference, (オーストラリアメルボルン市) MCG, 2015 年 10 月 23 日

Chie Morihisa, Current trends and issues of Japanese one stop services

for offenders' recovery., EALS 2015, Waseda University, (東京都新宿区) 2015年8月6日

森久智江、性犯罪者処遇の現状と課題、日本刑法学会第93回大会ワークショップ、専修大学神田キャンパス(東京都千代田区)2015年5月24日

スチュワートロス・フランクランブリック・水藤昌彦・森久智江、福祉と司法の連携における「リスク評価」と支援 オーストラリアの実践に学ぶ、刑事立法研究会社会内処遇班シンポジウム、同志社大学(京都府京都市)2015年2月14日

加藤幸雄・水藤昌彦・森久智江、鼎談「司法と福祉」～福祉の自立性と司法との連携、国立のぞみの園福祉セミナー2015、高崎シティギャラリーコアホール、(群馬県高崎市)2015年2月5日

森久智江、修復と回復 対人支援の新しい問題、立命館大学人間科学研究所、公開研究会「対人支援における大学と社会実践の連携を展望する」、立命館大学衣笠キャンパス(京都府京都市)2015年1月17日

森久智江、薬物依存とシームレスな支援 刑の一部執行猶予制度導入の意味と影響について、日本更生保護学会第3回大会大会企画シンポジウム、龍谷大学深草キャンパス(京都府京都市)2014年12月7日

森久智江、オーストラリアの司法と福祉の連携について、京都弁護士会「司法と福祉の連携についての講演会」、京都弁護士会館(京都府京都市)2014年11月14日

〔図書〕(計 3 件)

森久智江、オーストラリア少年司法における Restorative Justice の現代的意義、山口直也編著『新時代の比較少年法』成文堂、2017、272(63-94)

森久智江、刑の一部猶予制度の運用のあり方について 犯罪をした人の社会復帰の観点から、徳田靖之・石塚伸一・佐々木光明・森尾亮編『刑事法と歴史的価値とその交錯(内田博文先生古稀祝賀論文集)』法律文化社、2016、994、(627-654)
加藤幸雄・水藤昌彦・森久智江、『司法の期待に福祉はどう応えるのか～福祉の自立性と司法との連携～』独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園、2016、142(65-136)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森久 智江(MORIHISA, Chie)
立命館大学・法学部・准教授
研究者番号：40507969